

広島県告示第四百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和元年八月一日までの間、縦覧に供する。

令和元年七月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道宮ノ口瀬戸線	呉市倉橋町字鹿島西郷一七七二〇番地先から 呉市倉橋町字鹿島二子島一七九七八番一七地先まで	令和元年七月十八日